

中学校給食調理業務の民間委託に関する実施方針

(令和9年度～令和11年度)

徳島市教育委員会

1 はじめに

徳島市では、令和3年4月から中学校3校で学校給食調理業務の民間委託を開始し、令和6年4月からは中学校9校に拡大し実施している。現在実施している民間委託について、令和7年3月に「徳島市学校給食調理業務民間委託検証委員会」より、学校給食調理業務の民間委託が円滑に行われており、安全・安心な給食が提供できている趣旨の「令和6年度徳島市学校給食調理業務民間委託検証結果報告書」が提出された。

また、令和8年1月には、「徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会」より「令和7年度徳島市学校給食調理業務民間委託についての報告書」が提出された。

これを受け、教育委員会では、安全・安心な給食を安定的に提供していくため、実施方針を策定する。

2 委託の方式について

(1) 自校調理方式の継続

親子方式を実施している1調理場を除く14校は、各学校に給食室を設置しており、その施設設備及び調理機器を活用するため自校方式を継続する。

(2) 献立の作成

学校給食は学校教育活動の一環として実施されており、献立は教育委員会が作成し、同じ内容の給食を提供する統一献立とする。

(3) 食材料の購入

食材料は安全で安価に、また安定的に確保するため、公益財団法人徳島市学校給食会から一括購入する。今後においても地産地消を推進する。

(4) 業務委託の内容

委託する業務は、学校給食業務のうち給食用食品の受取及び検収・管

理、調理、配食、食器具等の洗浄・保管、施設設備の清掃、残菜及びゴミの処理のほか付随する業務等とする。

3 委託校の選定について

令和9年度から、調理場がない入田中学校を除く中学校全14校で民間委託を実施する。

なお、栄養教諭等が未配置の学校については、安全・安心で安定的な学校給食を提供できるよう、学校、委託業者及び教育委員会が連携することとする。

4 委託開始時期について

令和9年4月1日から開始し、業務の安定性と質の向上を図るため、委託契約期間は3年とする。

5 円滑な民間委託の実施について

(1) 委託業者との連携

調理業務が円滑に運営されるためには、委託業者、学校及び教育委員会の連携が重要である。

栄養教諭等（栄養教諭等が未配置の学校は教育委員会栄養士）については、委託業者の作成した作業工程表などの帳票類の確認や味付けなどの仕上げ具合の確認、調理作業が適正に行われているかを確認するなど、委託業者との連携に協力する。

(2) 施設の維持管理

給食施設の整備状況は、ウェット方式やドライ方式など各調理場により違いがあるが、どの施設であっても、全ての作業をドライ運用で行う。

なお、施設の補修等の維持管理については教育委員会が行う。

(3) 衛生管理の徹底

国の基準に基づいた健康管理や衛生管理は、委託においても遵守されるものであり、更には自治体のマニュアルに加え、業者内で蓄積されたノウハウやマニュアルをもとに安全・安心な給食の提供を図る。

(4) 食育の推進

栄養教諭等が担っていた帳票類の作成等が、委託業者の業務となるため、栄養教諭等の給食管理における業務負担が軽減され、食に関する指導に注力する時間がより確保できるようになるほか、学校における行事や食育に関する取組の理解や積極的な協力を受託者に求め、引き続き食育の推進を

図る。

6 委託業者の選定について

学校給食の安全性の確保や衛生管理上の観点から、学校給食の委託業務の実績を有すること及び本市の学校給食業務の主旨を十分理解し、安全・安心で安定的な給食を提供できる業者に委託するため、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式により選定する。

7 給食費について

本市の負担すべき経費は、「学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費」、「学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費」（学校給食法施行令抜粋）となっている。したがって、民間委託に係る費用も市負担の経費に含まれることとなるため、委託することにより給食費が影響を受けることはない。

8 その他の留意点

- (1) 学校や保護者等へは、可能な限り早い段階で周知説明を行う。
- (2) 委託業者が給食調理業務の履行を継続することが出来なくなった場合に備え、業務代行保証人を定める。